

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	11	開封日	平成25年2月15日
ご意見			
<p>国民の祝日に右翼団体がうるさいのでどうにかできませんでしょうか？ 聞いているだけで明らかに近所迷わくです！ 祝日くらいゆっくりしたいのにできない人が多いと思います。</p>			
(投函日 平成 年 月 日)			
回答			
<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回いただきましたご意見は道路の目的外使用に関する内容と思われましたので、市民課くらし安心相談係から人吉警察署交通課に問い合わせを行い、次の回答を得ました。</p> <p>「道路において、本来の目的以外の行為が自由に行われると、交通の妨害となり、また交通に危険を生じさせるおそれがありますので、道路交通法は道路工事や祭礼などのように公益上、または社会慣習上道路を使用することがやむを得ないもので、交通に支障がないと認められる場合に限り、『道路使用許可』を受けて使用することができることを定められています。</p> <p>『道路使用許可』を受けるには、事前に『道路使用許可申請書』に必要書類を添付して道路の使用を行う場所を管轄する警察署に申請し、認められたら『道路使用許可証』を発行する運びとなります。その際、人吉警察署管内においては、拡声器を使用する場合はその音量や使用に適さない施設に関する注意喚起を呼びかけております。」とのことでした。</p> <p>お尋ねの事例は、許可を受けたものと思われませんが、不快に感じられるような場合は、人吉警察署までご連絡いただきますようお願いいたしますとのことでした。</p>			